

（午前10時35分 再開）

○議長（中本正人君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番2、7番 高本君。

〔7番（高本勝次君）登壇〕

○7番（高本勝次君）皆さん、おはようございます。通告に従いまして一般質問をただ今から行います。

大きな項目が三つございます。まずはじめに、一点目ですが、障害者差別解消法の本市の対応と障がい者問題全般にわたってお聞きします。

現在、第2次橋本市障がい者計画・第4期橋本市障がい福祉計画がありますが、平本市長は、この中のあいさつの中で、「本市が障がいのある人にとって、いきいきと安心して暮らせるまちとなるよう、本計画に基づき、障がい者施策の推進に取り組んでまいります」ということで、非常に心強い決意が書かれております。

そこで、本市の対応について質問いたします。

一つ目に、本市職員の障がい者の雇用人数と雇用率をお答えください。そして、法定雇用率は2.3%でございますが、平成28年6月現在で、和歌山県職員では身体障がい者は70人で、ほかに知的障がい者などを含めて8人、全体で78人で2.34%で法定雇用率はクリアしております。

二点目に、民間企業の障がい者雇用は法定雇用率2%でございます。橋本市内の民間企業で法定雇用率の未達成企業はありますか。ありましたら企業数と率をお答えください。

三つ目に、本市の手話通訳者の職員は何人で、雇用関係はどうなっていますか。また、民間のイベントのときに本市に手話通訳者を依頼した場合、いくらの経費がかかりますか。

四点目に、昨年9月議会でも18番議員からも一般質問がありましたが、私は保健福祉センターに福祉サービスの事業所の仕事として、売店の設置をできるように検討していただきたいと改めて質問します。障がい者雇用の促進に市民の協力を得ることにつながりますし、そしてまた、第4期橋本市障がい福祉計画の中には、雇用・就労のところでこう書いています。「障がいのある人の就労機会を拡充するため、公的な事業・施設等を活用した就労の場の確保に努めます」と書かれています。私は伊都障がい者就業・生活支援センターからも要望を聞いておりますが、ぜひともこの売店の設置をお願いしたいという要望でございます。和歌山県の田辺市では、もともとあったわけですが実現されております。

大きな項目二つ目に、子どもの貧困問題実態調査と就学援助制度についてお聞きします。

私は、昨年12月議会でも取り上げましたが、和歌山県教職員組合が実施しました子どもの貧困問題実態調査、その中身を12月議会でも申し上げましたが、本当に実態は大変な実態であります。この問題と本市の就学援助制度について、改めて再度質問いたします。

一つ目に、昨年12月議会でも11番議員の質問に対して、子どもの貧困問題実態調査はできる限り早い時期にやりますと答弁されましたが、その実施時期はいつかお答え願いたいと思います。

二つ目に、私は昨年12月議会でも一般質問

しましたが、本市の就学援助制度について再度お聞きします。昨年5月に、日本共産党の田村智子参議院議員が国会で就学援助金の現状を訴え、支給時期と支給額が現実とかけ離れていることを質問し、改善する答弁がありました。政府は、2017年度予算で就学援助金の一部である新入学児童生徒学用品費、いわゆる入学準備金を現状の約倍に引き上げることを現在の国会で審議されております。新小学1年生は現状2万470円から、今回新たに提案されている政府の案では4万600円に、また新中学1年生は2万3,550円から約倍の4万7,400円に引き上がります。

これまでも本市は、要保護と準要保護とも同額で支給してきました。入学準備金のことですが、この政府の見直しで、今後とも同額でいくのかお聞きしたいと思います。

そして、大きな項目の三点目に、市民に説明がつき、納得してもらえる水道料金の見直しについてお聞きします。

以前にも一般質問いたしました。基本水量10㎡以下の使用世帯が全体の約30%も占めているのに、一律基本料金1,780円を支払うのは、あまりにも不公平ではないかと思えます。

当時、答弁にありましたが、基本水量の引き下げと水道料金の値上げの検討に入るといってお答えでした。私は、高い基本料金の引き下げを求めます。基本水量を引き下げ、基本料金も同時に引き下がらなければ市民の納得は得られません。

一つ目の質問ですが、市民の水道使用量でお聞きします。ゼロから1㎡ごとに10㎡まで11段階で、それぞれの世帯数と割合をお答えください。

二つ目に、水道料金の見直しの検討は現状どうなっているかをお聞きしたいと思います。

以上で、ここでの質問を終わらせていただきます。どうぞ明快なお答えをよろしく願

いいたします。

○議長（中本正人君）7番 高本君の質問項目1、障害者差別解消法の本市の対応と障がい者問題に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（吉本孝久君）登壇〕

○総務部長（吉本孝久君）本市職員の障がい者の雇用人数と雇用率についてお答えします。

現在、橋本市職員のうち、障がい者雇用人数として把握しています職員数は、平成28年6月現在14人で、雇用率は2.19%となっています。法定雇用率は2.3%であることから、残念ながら達成できていない状況となっています。

本市での雇用率の推移を見ますと、法定雇用率の引き上げ前の平成24年度が2.20%、引き上げ後の平成25年度が2.47%、平成26年度が2.34%、平成27年度が2.17%となり、障がい者の退職により法定雇用率を下回った状態になりました。

本市における障がい者の雇用については、一般採用試験において採用するほか、採用後がや内部障がいを患う職員もおり、雇用率を維持してきたところです。

しかしながら、このままでは法定雇用率を達成維持することが難しいことから、本年度の新規採用試験において障がい者枠を別に設け、1名の採用を予定しています。また、今後とも障がい者雇用の促進の観点からも法定雇用率が達成できるよう、採用を図りたいと考えています。

次に、民間企業の法定雇用率の達成状況についてお答えします。

厚生労働省の発表では、従業員50人以上を雇用する和歌山県内の企業549社のうち355社が達成しており、達成率は64.7%の割合となっています。一方、ハローワーク橋本管内の企業33社のうち22社が達成しており、達成率

は66.7%の割合となっています。これは全国平均が48.8%に対してプラス15.9ポイント、ハローワーク橋本管内はプラス17.9ポイントであります。

次に、質問4の、伊都障がい者就業・生活支援センターからは、現在障がい者の職場体験について依頼を受け、この3月と4月の平日二、三日間において市役所内での職場体験を予定しています。具体的には、男性2名、女性2名の希望者を受け入れ、DV相談啓発カードの補充作業や文書・冊子の封入作業を行ってもらえるよう調整中です。

なお、今後とも同様の体験依頼につきましては、できるだけ要望に応じていきたいと考えています。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）次に、質問3についてお答えします。

手話通訳者の職員の雇用ですが、任期付職員が1名、嘱託職員が1名、臨時職員が1名の3名の体制となっています。

また、イベントなどにおける手話通訳者を依頼した場合の経費についてですが、本市では、手話通訳者の派遣の申請があった場合、事前登録を受けている手話通訳者等を派遣する橋本市コミュニケーション支援事業を実施しています。この事業により手話通訳者を派遣する場合は、利用者の金銭的な負担は発生しません。

ただ、イベントの主催者が手話通訳者の経費負担を前提として、問い合わせ等があれば、手話通訳者を紹介するとともに、参考として、本市が手話通訳者を派遣する場合、打ち合わせ時間等も含めて一人1時間当たり2,000円を支給していることを情報として提供します。

次に、質問4についてお答えします。

売店の設置の検討ですが、本市においては

施設の管理や運営の観点から勘案し、現時点で常設の売店スペース等は設置しないこととしています。

現在、複数の社会福祉法人から申し出を受け、各事業所の施設内で加工された食品などをロビーの一部で販売していただいています。これは、希望された一定の曜日や時間に限定し、各事業所が自らの事業として、ロビーの一部を活用し、販売台をその都度設置して販売活動を行っているところです。

本市としては、今後も現行の方法で、就労指導や訓練などの一つとして保健福祉センターをご活用いただけたと考えています。

○議長（中本正人君）7番 高本君、再質問ありますか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）それではお聞きします。

まずはじめに、質問1の項目の再質問ですが、和歌山県の人事委員会事務局に問い合わせた聞きましたが、そこでは平成20年度より身体障がい者、知的障がい者、それぞれ平成20年度から1名ずつ正職員を採用しているとのことでした。ほかにも、愛知県や横浜市、川崎市などでも、知的障がい者を対象に採用試験を行っています。

平成30年4月1日から法定雇用率の算定基礎の対象として、新たに精神障がい者が追加される予定になっています。和歌山県労働局は、精神障がい者の雇用及び職場定着にご理解とご協力をよろしく申し上げますと言っています。事業主への周知と、本市でも精神障がい者の雇用を検討されるようになりますかどうか、お聞きしたいと思います。

県庁で知的障がい者が採用されているのがどんな仕事かといいますと、パンフレットの発送とか封筒入れとか電話の応対など、そんな仕事で、非常勤で1年ごとの契約をされているそうです。いかがですか。お聞きします。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）今年度におきまして、身体障がい者の1名を雇用の採用試験をさせていただきました。それで、この4月1日から採用をする予定でございます。

しかしながら、多くの精神、知的障がい者の採用をするには、まず職場環境や継続的に担ってもらえる職務内容などを考えてからでないと、本当の意味での障がい者雇用とは言えないのではないかと考えますので、受け入れ体制について十分検討してまいりたいと考えております。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そしたらお聞きしたいんですが、障がい者の雇用制度の中に、政府が推進しておりますが、チャレンジ雇用という制度がございます。これは知的障がい者を約1年ぐらいの期間を単位として、各自治体において非常勤職員として雇用し、業務の経験を踏まえ、その後ハローワーク等を通じて、一般企業への就職へつなげる制度であります。政府の障害者施策推進本部の決定でございまして、平成20年度から実施することとされています。各それぞれの地方自治体でやっておられるところ、まだ数は少ないですが、進んでやっているところがいくつかございます。

本市では1週間程度、三日とか四日とか、そんな職場体験、チャレンジ雇用ではなくて職場体験を実施されていますが、これでは私はだめだと思います。きちっと仕事を習得していく、そういう訓練のためにも、一定期間長い、ここで1年と言っていますが、チャレンジ雇用、この制度を本市でもぜひとも取り上げていただきたい、そう思うんですが、いかがでございでしょうか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）議員が言われたチャレンジ雇用制度についてでございますけど

も、これにつきましては、障害者自立支援法の施行に基づき、成長力底上げ戦略として、福祉から雇用への基本的考えのもと、国や各自治体において障がい者が一般雇用に向けて経験を積む、チャレンジ制度ということでございます。

このチャレンジ雇用の制度としましては、知的障がい者等を1年以内の期間を単位としまして非常勤職員として雇用し、1年から3年の業務経験を踏まえ、ハローワーク等を通じて一般企業へつなげる制度と理解しております。

この制度につきましては、現段階につきましては困難と考えております。雇用となると、職場環境やその障がい者がやりがいを感じる仕事の確保など、事前準備を整える必要もありまして、また、受け入れによる新たな介助者などの雇い上げ等による負担もございまして、現在のところ困難というふうに考えております。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）今部長からお答えいただきましたが、この制度を政府が呼びかけているのは平成20年度です。もうかなりたっております。いろいろ職場の現状とか、どういう仕事をしてもらおうかというようなお考えはわかりますが、この間どうされてきたかお聞きします。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）本市としましては、例えば広報の発送の事前準備作業、それから、図書館への本の整理などのNPO法人への委託等とか、そういうふうな事例につきましては実際にさせてもらっているところです。

今後、そういう精神障がい者雇用、知的障がい者雇用につきましては、何らかの採用するための検討につきまして、十分慎重に考えていきたいと考えております。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）職場体験でなしにチャレンジ雇用、この制度を活用する計画を必ず持っていたきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

そしたら、次の質問2の項目になりますが、橋本市の誘致企業には、一般企業と違って本市と企業との契約を結ぶわけですから、誘致企業についてはそうでない企業との違いがありますので、法定雇用率にこだわらず、障がい者雇用をしていただけるかどうか、行政の側から誘致企業、契約するときにはっきりと要請していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（中本正人君）経済推進部長。

○経済推進部長（笠原英治君）今、誘致済みの企業、操業が28社しておるわけなんです、そのうち2社、障がい者雇用を実施していただいております。1社は4名、もう1社は2名なんです、全体の中では非常に低いように思われるんですが、法的には50人以上の雇用の会社に対しての法律となっておりますので、今誘致して来られている企業というのは、橋本工場には障がい者の方はおられんですが、全国規模でされているところもあって、ほかの工場で雇用実績があることから、橋本での雇用はされてないように思います。

議員ご指摘のように、誘致で来ていただいております企業に対して、積極的に障がい者雇用についてもお願いしていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）お聞きします。質問3のところですが、本市の手話通訳のできる職員を増やす計画がどういう現状で、計画があるのかどうかお聞きしたいと思います。

それと本市職員対象の手話通訳の研修会が

行われているのかどうかをお聞きしたいと思います。手話通訳者の育成に関してお聞きしたいんですが、いかがですか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）手話ができる職員ということでございますけれども、まず、答弁の中でも申し上げましたが、現時点、正職員、任期付ですけれども1名、嘱託職員1名、臨時職員1名、計3名を配置しております。この方たち、一般事務を行いながら市役所への来庁者の対応やイベントなどへの手話通訳者として、また、要約筆記者としての業務も行っております。

平成27年度体制では、正職員1名、嘱託1名、2名ということでございまして、現在は3名体制と体制強化がされておるといってでございます。

以上でございます。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）もう一回、この項目についてはお聞きします。ちょっと戻った形になるんですが、質問1のところ、もう一つだけ聞き漏らして、そうたくさんあるわけではないんですが、指定管理団体へ意識的に障がい者雇用を取り組んでいくということは可能なんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）ただ今、議員おただしの指定管理団体と申しますのは、指定管理者ということでよろしいですか。指定管理者に対して障がい者雇用をお願いするというふうな趣旨だと思いますので、指定管理者にもその辺の旨を伝えていきたいと思っております。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）最初、一つ目の項目は終わります。

○議長（中本正人君）次に、質問項目2、子どもの貧困問題実態調査と就学援助制度に対

する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（小林俊治君）登壇〕

○教育長（小林俊治君） 子どもの貧困問題実態調査の実施についてお答えします。

昨年12月議会で11番議員の質問に対し、時期的にはまだ明確になっていないこと、橋本市子どものための福祉と教育の連携会議の中で協議をさせていただきたいこと、できる限り早く実施できるようにしたいことを答弁しました。今後、答弁のとおり早急に調査の実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、就学援助制度の見直しについてお答えします。

新入学児童生徒学用品費、いわゆる入学準備金につきましては、支給時期を現行の9月より7月に早め支給できるよう現在準備を進めているところです。また、支給金額につきましては、政府は2017年度予算で新入学児童生徒学用品費を現状の約倍近くに引き上げる発表を行いました。本市の対応としましては、教育と福祉の連携の充実を基本に置きながら、本市の財政状況も考慮の上、検討をしていきたいと考えています。

平成29年度の対応につきましては、現在のところ平成28年度と同様の予算を予定しておりますが、最終決定については未定であり、今後の検討課題としています。

○議長（中本正人君） 7番 高本君、再質問ありますか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君） それではお聞きします。

質問1のところでお聞きしたいと思いますが、教育福祉連携推進室を中心に調査をこれからされていく予定でございますが、実態調査はできるだけ早く実施していただけるように、私からもお聞きしたいと思っております。

子どもの貧困問題実態調査の調査項目に立ち入ってお聞きしたいんですが、現在どのように考えているかをお聞きしたいと思います。

12月議会の質問でも、私、いたしました、例えば保護者に対する質問項目では、このようにできないかと思っております。例えば、就学援助で必要な経費をカバーできているか、また、何人家族で家族構成はという質問とか、保護者の家計状況、子どもへの支出状況、こういったことも質問項目に入れたらと思っております。さらに、保護者は何時に出勤し、何時に帰宅するか、ダブルワークをしているかといった質問とか、子どもの放課後の居場所はという、そういった質問を保護者にお聞きするアンケートだと思います。

子どもへの質問では、友達との関係、また、食事を誰と食べているか。また、学校生活について聞いてみたり、また、家族に大事にされているか。私はここが大事やと思うんです。家族に大事にされているか、そういったところも立ち入って家族の生活の実態を突っ込んで聞く、そういった質問項目をぜひとも入れていただきたいと思っておりますが、検討されますか。よろしくお祈りします。

○議長（中本正人君） 教育長。

○教育長（小林俊治君） 質問項目いろいろとご提供いただきまして、ありがとうございます。

例えば沖縄県ですと、小学校1年、小学校5年、中学校2年生の保護者と子どもにアンケートをとっている実態です。今議員おただしのような内容も含まれておりますし、また、食事にお金がなかったときがあるかどうかというふうな、かなり入り込んだ質問も保護者にはされているようです。

また、和歌山県の教職員組合のアンケートにつきましては、学校長、教諭、養護教諭、事務、それから行政担当者等に質問をしてあ

るように考えます。

橋本市においてアンケートをとる場合、どのように具体的に施策に反映していただけるか、その施策に反映できるようなアンケートをとっていきたくと考えています。今議員おただしのような内容も含んで施策に反映する、それから、もう一つは、やっぱり学校教育に反映していく、子ども一人ひとりをどこまで見ていくかという、学校教育に反映できるようなアンケート内容を考えていきたくと、そのように思っています。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）教育長、ぜひよろしくお願いたします。できるだけ早いうちに実施していただけるように、よろしくお願いたします。

そしたら、質問2の項目で、就学援助金のことでお聞きしたいと思います。

私がここでお話しするのは、ちょっと長くなりますが聞いていただきたいと思います。入学準備金の支給時期についてお聞きしたいと思います。

去る2月4日付朝日新聞の報道によりますと、全国の約80市区町村で、入学準備金を前倒しして3月に支給されているとのことでした。子どもの貧困が問題化する中、制服購入など出費がかさむ入学前に変更しているところが増えてきているということで、前倒しが広がってきています。

どういう方法でこの3月に支給しているかということ、私いくつかの教育委員会に直接、電話ですが尋ねて聞いてみました。そしたら、共通していることは、制服などの学用品は3月に購入するわけだから、新中学1年生の入学準備金を、入学してからではなく2月の時点で、6年生のときに就学援助受給者を確認して、入学準備金を3月に支給するということを書いていました。なるほどなと私

は思いました。当然のことだと思います。つまり、学生服、かばん、体操服、靴、そういった入学前に必要なものを3月に買うわけですから、3月に支給するというのが至極当たり前と私は思います。

だから、4月に就学援助の申請を受け付けて、所得が超えて対象外となった場合は、入学準備金以外のものは受給できないようにすればいいだけのことです。

和歌山県有田川町は、昨年12月の補正予算を組んで、今年3月の前倒し支給をしますと言っていました。同じく和歌山県広川町では、この3月に補正予算を組んで、3月ぎりぎりに支給したいと言っていました。

入学準備金を今年の3月支給で始める自治体は、私が調べた中では、全国の中でたくさんございました。その一部を紹介いたしますと、遠く北海道では苫小牧市、札幌市、室蘭市、北見市、江別市など、夕張市は4年前から1月に小学校、中学校とも支給しています。北海道では全部で12自治体があるように私が調べた中ではありました。また、岩手県八幡平市、秋田県大仙市、神奈川県小田原市、海老名市、大和市、新潟県では新潟市、石川県かほく市、七尾市、加賀市、山梨県では甲府市、三重県四日市市、伊勢市、大阪府では柏原市、泉大津市、中には山口県萩市、長門市、福岡県北九州市、福岡市。福岡市は3年前から支給しています。長崎県長崎市、熊本県熊本市、大分県日田市は2年前から支給しています。また、中津市は4月までに支給する予定になっているそうです。鹿児島県出水市は3年前から支給しています。

朝日新聞に書いておりましたが、東京都八王子市の教育委員会は、予算措置を伴う新たな貧困対策はなかなかできないが、前倒しは事務手続きの見直しで可能なため決めたと書いておりました。

本市も入学準備金を3月に支給変更することは可能だと私は思いますので、お聞きしたいと思います。

もう一つ、制服などの額でいくらかかるかということで、私、橋本市内のところ調べましたら、新入学の学生服の費用は小学生男子で平均1万40円です。女子で平均入学学生服の費用は1万1,050円です。中学生男子で学生服は4万510円いたします。女子で4万9,730円でございます。遅くとも3月には制服代の支払いが必要ということで、このことからわかると思います。

現在、市内の要保護、準要保護認定者数は644名ございます。そのうち母子家庭や父子家庭あわせて422名で、認定者の66%を占めています。こんな状況を見れば、3月支給はぜひとも必要です。無理なお願いでも何でもないと思います。子どもの教育を守る、また、若者の定住を促進していくためにも大事な施策ではないかと思っております。

私ごとを少し申し上げますと、私は小学校6年生のときに父親を亡くしました。当時5人兄弟で、私自身が長男でございました。6人家族で、この間4年間、生活保護を受けた経験がございます。

644名の就学援助認定者の子どもたちのことが、ものすごく私は心配でございます。子どもたちの貧困問題があるだけに、ぜひともこの3月支給、踏み切っていただきたいと思いますがどうでしょうか。よろしく願います。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）お答えします。

本年度につきましては、9月支給を7月支給という形で2カ月早めさせていただきたい、そう思っています。今後、各自治体等を見ますと、5月支給、6月支給、4月支給、3月支給と、かなり違った月で支給されてお

りますが、議員おただしのように、3月に支給できるのが一番子どもたち、また、親御さんにとってもいいのではないかなと思います。

3月支給になりますと、小学生の支給というのは非常に困難になります。ただ、中学生につきましては、小学校6年生を対象に支給は可能かなと思います。本市では、私学への進学者もかなりおります。県立中学校については、こちらで対応できますので、県立中学校に進学する子どもはこちらのほうで対応していけます。私学対応については、これも3月で恐らく進路は決定するだろうと思いますので、小学生から中学生への新入学用品の支給というのは可能であろうと思っています。

ただ、小学校入学者については、かなり困難だろうと考えています。これも事務的な方法、いろんな手段を一度検討してみたい。それぞれの自治体を見ますと、やはり3月支給が中学校に多いという現実もございます。小学校にまで幅が広げられるかどうか検討していきたいと思っています。

ただ、当面9月支給を7月支給に早める。そして、7月支給をできる限り早めていく。到達点は3月ないし2月支給になろうかと思えます。6月以前に支給するようなことがありますと、今度は前々年度の年収ではかっていく必要がございますので、その場合、年収変更があった場合には、返還を求めるというふうな場合も起こり得ることもおきますので、これにつきましてはご理解いただきたいと思っています。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）今、教育長お答えになりましたんですが、前々年度の収入、実際実施されているところをおっしゃってますが、入学準備金については3月に支給するという、どうしてそうなっているかという、3月に使うから3月に支給するんです。解釈の仕方

で、返してもらおうという問題じゃないんです。入学準備金、本来は4月に受け付けした、就学援助制度申請して子どもさんたちに支給するわけですが、入学準備金のみ前年度の6年生のときに支給する。それだけのことなんですよ。入学準備金を4月以降の申請を受け付けてから、所得のことをいろいろ教育長、12月もお答えになりましたが、全然関係ないんです。入学準備金を結局3月までに支給するということは、年度内の入学準備金のみ4月以降に充てていたのを、6年生の在学中のときに支給するだけのことなんです。返してもらおうという、そんな問題全然違うんです。入学準備金のみ6年生のときに支給するというふうに変更すれば、ただそれだけのことなんです。全然難しいことありません。ぜひその考えで私は思ってるんですが、間違ってますかね。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）議員おただしのよう
に、中学生の場合はそのような形で、小学校
6年生の延長として大丈夫だろうと思います。
問題は小学生の場合で、どれだけの収入を得
ているかというのは、6月にその年度の収入
が出てきますので、前々年度の収入で判断し
ていかなくはいけないというふうにお答え
させていただきました。小学生のときには、
かなり事務手続きが困難であろうと。中学生
については可能であろうというふうに考えて
おります。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）ぜひ3月支給になるよ
うに、遅くとも来年度からは実施できるよう
に、来年度というか、次の年から実施でき
るようにぜひとも検討してください。よろしく
お願いいたします。

それでは、この質問は終わります。

○議長（中本正人君）次に質問項目3、市民

に説明がつき、納得してもらえる水道料金の
見直しに対する答弁を求めます。

上下水道部長。

〔上下水道部長（大倉一郎君）登壇〕

○上下水道部長（大倉一郎君）質問1の、ゼ
ロから1 m³ごとに10 m³まで、11段階でそれぞ
れの世帯数と割合についてお答えします。

まず、水道事業としては、使用の件数は把
握しておりますが、マンションなど親メー
ター検針で各戸に市の水道メーターがないと
ころがあるので、世帯数に関しては把握して
おりません。件数と割合について、平成27年度
決算において、全体使用件数2万4,658件のう
ち、1カ月の使用水量10 m³以内の件数は7,443
件、率にして30.1%になります。

内訳としては、ゼロ m³の件数が1,432件、率
にして5.8%です。以下、同じく1 m³が680件、
2.8%、2 m³が452件、1.8%、3 m³が443件、
1.8%、4 m³が494件、2.0%、5 m³が542件、
2.2%、6 m³が598件、2.4%、7 m³が647件、
2.6%、8 m³が658件、2.7%、9 m³が661件、
2.7%、10 m³が836件、3.4%です。

次に、質問2の、水道料金の見直しの検討
は現状どうなっていますかというご質問につ
いてお答えします。

本市の水道施設の多くは、施設等も含め老
朽化による更新が必要となっております。そ
のため、現在、水道施設再構築計画を策定中
であり、施設・設備等の更新費用の増加、将
来の人口減少に伴う水需要の低迷による給水
収益の減収も踏まえた財政計画等を策定する
中で、水道料金制度についても検討してまい
りますので、ご理解賜りますようお願いしま
す。

○議長（中本正人君）7番 高本君、再質問
ありますか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そしたら、質問1のと

ころでお聞きします。

基本水量10㎡までの使用世帯、使用件数は全体の約30%です。先ほど答弁ありましたように、使用水量1㎡以下、ゼロですが、そこから9㎡までの使用世帯数、使用件数で最も多いのが、今答弁ありましたように1㎡以下の1,432件でございます。その次に多いのが1㎡の680件でございます。

そこで、基本料金のことはまず横に置いておいてお話ししたいと思います。1㎡178円を使用水量で掛けた場合に、その料金を基本料金1,780円から引いて、これは私の計算なんです、どれだけ料金を、余分というわけではないんですが、基本料金は横に置いておいてという前提の話ですが、どれだけ余分に支払っているかということで計算してみますと、何と1カ月9㎡までを足しますと696万7,098円になります。1年間では8,360万5,176円という計算になります。基本料金を設定することは、それはそれでわかりますが、水道水使用世帯数、件数の約30%、3件に1件が基本水量、基本料金以下の料金を支払っています。これだけの差額の料金を徴収することを放置することは、私は許されないと思います。

今回の見直しで、基本水量を下げるが、基本料金も上がるでは市民は納得しません。8,360万円です。これだけの差額のあることを、多くの市民の皆さんはご存じないと思います。高齢者世帯の多くは、ほとんど基本料金までのところが少なくないと思います。少ない年金で少しでも節約しようと精いっぱい、一生懸命生活されている方が多いです。

また、本市では、財政健全化計画で市民の皆さんには市の公共料金など引き上げて協力を求めている。そういうときなのに、基本水量、基本料金ともに引き下げをしないで8,360万円の差額のことを放置することは絶対できないと私は思いますので、私の提案は、基本

水量を5㎡にし、基本料金を890円に引き下げることをご提案したいと思いますが、本当にこのことについてわかりやすく、市民の方が納得する明快な答弁をお願いいたします。

○議長（中本正人君）上下水道部長。

○上下水道部長（大倉一郎君）今、議員おただしの基本料金、10㎡を5㎡に下げて、基本料金が10㎡1,780円を890円というおただしをいただきましたけども、基本料金については、和歌山県下ちょっと調べたんですけども、和歌山県では約30市町村のうち、10㎡の基本料金をとっているところが24市町村でございます。基本水量8㎡という市町村も4町あるんですけども、30市町村のうち、ほとんどが10㎡、24市町村という形になっておりまして、基本水量については、私、前の議会でも、約30%が、10㎡以下で使われている方が約3人に1人という形になっておりますので、基本水量は今後検討していきますということでお答えをさせていただきました。それで、水道料金についても今後検討してまいりますというお答えをさせていただきましたけども、現在、橋本市におきましても、全国の水道事業体も同じですけども、水道施設を維持していくのに非常に大きなお金がかかっていきます。それで、持続的な将来おいしい水を飲んでいただくためにも、今現在、先ほど壇上でも答弁をさせていただきましたけども、水道の施設再構築計画を今現在策定中でございます。維持していくために費用がいくら必要なのかという計画を今策定中でございますので、水道料金、基本水量についても、この計画が出次第、市民の皆さん方にも説明をさせていただきながら、納得のいける水道料金の改正に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）今の答弁は、それはそ

れでわかりますが、私が申し上げたのは、今言いましたように例えの計算でございますが、10㎡以下使っている方、3件に1件。それが、これは計算上の問題ですが8,360万円なんです。そこに焦点を合わせて見直しすることが必要だと私は思います。だから、基本水量を下げ、現在の基本料金をこの人たちに下げるといふことをご答弁いただきたいと思うんですが、本当に部長、それをはっきり言っていたかなかったら、3件に1件なんです。納得しませんと私は思います。ぜひお答え願いたい。

○議長（中本正人君）上下水道部長。

○上下水道部長（大倉一郎君）確かに、水道料金を10㎡以下の方に、金額が年間で8,360万円ですか、計算をしていただきますと非常に多く支払いをしていただいておりますというふうなことでございますけれども、基本水量というのは、もともと施設を維持していく上で、皆さん方に施設の維持費のための基本料金でございます。基本料金についても先ほど答弁をさせていただきましたけれども、基本水量は下げていくのは、私答弁させていただきましたので、維持していくためには、皆さん方からいただいている水道料金の収益も含めて今後検討していく必要があります。橋本市の人口についても毎年約500人ほど減っていくという形になりますので、今後10年先では非常に人口減少が伴ってくることもなります。それによりまして将来の持続的な水道経営をするためにも、先ほど施設の再構築の計画のほうの説明をさせていただきましたけれども、その辺も踏まえ、水道料金については検討してまいりたいと考えております。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）えらい申しわけないんですが、しつこく聞きますが、3件に1件なんです。この人たちに緩和する措置を今回の

見直しでしないと、あまりにもこの金額は大き過ぎる。だから、部長が今ご答弁された内容では、総なべして全体で見直し。見直しじゃなくて、焦点は3件に1件の、この人たちに合わせなかったら、いつまでもこの問題が残ってしまうと思うので、基本水量を下げ、基本料金も下げるといふことを検討することにしていただきたい。本当にそう思うんです。

低所得者の人がほとんどです。一人暮らしの人も多いです。高齢者が、ほとんどの方がこれに当てはまると思うんです。年金が下がり、暮らしが本当に大変な状況になっていると私は思うんです。そこに市民の皆さんには公共料金を、あれもこれもと引き上げていく。財政再建計画の中で出ているわけですよ。そういう中で、この水道料金まで同じような考えしたら、私はおかしいと思います。毎日使う水です。ですから、この3件に1件にあたるこの基本水量、基本料金、これをどちらも下げるといふことを明快にお答え願いたいと思います。ぜひよろしくお願ひします。

○議長（中本正人君）上下水道部長。

○上下水道部長（大倉一郎君）3件に1件の割合になるんですけども、水道料金は、今後の水道の収益も考えていった上での基本水量の見直し、水道料金の見直しを考えていきたいと思ひますので、議員おただしの3件に1件の分については、十分配慮しながら検討もしていきたいなと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）申し上げます。ぜひとも、そのどちらも下げるといふことを検討していただきたいと思ひます。

それで、部長も先ほど県下の市町村の数言いしましたが、基本料金というのは、紀の川市、岩出市、海南市、田辺市、御坊市、五條市も私は調べてみましたが、本当に本市の基本料

金は断然高いです。そういったことで、本当に市民の皆さんがこれからも住み続ける、住みたい橋本市にしていくためにも、この基本料金、他市から見てあまりにも差が大きい。だから、料金見直し再検討の中で、ぜひともこの基本水量、基本料金、どちらも下げることが私は必要だと思いますので、その結果になるようにぜひとも努力していただきたいと思います。

それと、ちょっと最後に一言、市長のほうからお考えをひとつお聞きします。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）高本議員の質問にお答えをします。

確かに、橋本市の水道料金は高いというのは認識しております。部長申しましたように、これから基本料金等の見直しは進めていこうと思っています。ただ、3割の人を下げ、7割の方の料金を上げてもいいのかという問題もあろうかと思っています。

橋本市も、先ほど部長説明しましたように、非常に施設が老朽化をきてきてます。現在、城山台の中継ポンプを10億円の予算を組みながら、若干入札で下がりましたが、そこに一挙にお金を投入していくというふうなことも考えていかなあきませんし、その中で、じゃあ値段を下げて、消費税5%から8%に上がったとき、橋本市は実質値下げをしている。それによって非常に経営がまた今厳しくなっている。会計制度の中で余剰金が出ているように見えるんですけども、実際は厳しい経営になっている。ほな水道を維持していくためには、私たちとしてどう考えていくんかという、基本的なスタンスを考えなければいけないと思っています。

まだ第5次拡張計画も進めていきますし、そうしたら、高野口の水道管の老朽化してい

る部分をどうすんのかな、ほんならどこにお金あるかという、その収益で賄えるかという問題もあります。そうすると、もし繰り出し、一般会計からの繰り出しが増えていけば、逆にどこかの部分の施策を切らなあかんという、サービスを縮小させやなあかんという問題も出てきます。

そういうのをトータル的によく考えた上で検討していきたい。基本的には、消費税が上がるときには、どうしても水道料金の見直しというふうなことも必要になってきます。総務省からの通達で、下水道料金を一定の金額まで上げないと交付税を減らすというふうなことを考えているという、今、文書が国から来ています。その部分もこれから、水道と下水道と一応セットになっている部分もありますので、そういう問題も解決をしていかなあかんという問題もある中で、高本議員の言うことは大変よくわかりますし、私も橋本市の水道料金は高いという認識は持っておりますが、つくってしまった以上その施設を、もう企業会計になってますから、やはり基本的には企業経営をしていかなあかんということで、今、経営計画であるとか、民間委託をしたり、民間委託をすると共産党さんは反対されますけども、その部分の全体の経費も圧縮していきながら、どこまでできるんかというふうな見直しも私たちはしていかなあかんという、その中で基本料金を5㎡以下にするのか、いくらにするのかという議論をしていきたいと考えてますので、今、急に見直しというのも、今下げて、また消費税が上がって、また上げるというふうなこともどうかなと思いますので、そういう中でしっかりと検討をしてみたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願いをします。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）私が先ほど申し上げま

した、基本水量、基本料金引き下げを行いながら、料金体系をそうしたらどうすればいいかと検討して、慎重に研究しながら検討していただいて、どちらも下がるような形で行われるようなこと、ぜひとも研究していただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（中本正人君） 7番 高本君の一般質問は終わりました。